# 一般社団法人 Smart Survival Project 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 Smart Survival Project と称し、英文では、Association for Smart Survival Project と表示し、略称は、SSPJとする。

(事務所)

- 第2条 この法人は,主たる事務所を東京都新宿区早稲田鶴巻町516-1早稲田大学26号館1 205号に置く。
  - 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを 変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、防災教育・物資支援の仕組みの提供等に関する事業を行い、防災意識の啓蒙、 災害時の支援活動のバックアップ等に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 防災教育、防災啓蒙活動及び防災知識に関する知識の冊子や書籍を通した普及
  - (2) 防災・緊急支援知識の人材育成及び関連書籍の出版
  - (3) 支援活動のための募金活動
  - (4)世界中から必要な物を必要な人へ届ける物資支援のための仕組み(スマートサプライ)の 提供
  - (5) その他公益目的を達成するために必要な事業
  - 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

- 第5条 この法人の会員は、次の3種とし正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を参助する目的で入会した個人及び団体
  - (3) ボランティア会員 この法人の事業にボランティア参加するために登録した会員

(入会)

- 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会届により申し込みをし、理 事会の承認を得なければならない。
  - 2 ボランティア会員になろうとする者は、理事会が別に定める方法で登録し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

- 第7条 正会員は、理事会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
  - 2 賛助会員は、理事会が別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名する ことができる。
  - (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
  - (2)総正会員が同意したとき
  - (3) 死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

- 第11条 総会は定時総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。
  - 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6)解散及び残余財産の処分

(7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
  - 2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基き代表理事が招集する。
  - 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権 の過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - (6) 基本財産の処分
  - (7) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上5名以内

- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副 代表理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
  - 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
  - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 代表理事及び副代表理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会 の終結の時までとする。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終 結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有 する。

#### (役員の解任)

第24条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

### (役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第26条 この法人に理事会を置く。
  - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
  - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
  - (5) 規則の制定、変更及び廃止
  - (6) 入会金及び会費の額
  - (7) 部門間の予算(資金)の調整

# (招集)

- 第28条 理事会は、代表理事が招集する。
  - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

#### (決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において 準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第7章 資産及び会計

#### (会計)

- 第31条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
  - 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

### (事業年度)

第32条 この法人の事業年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第33条 この法人の事業計画書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般 の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

- 第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の承認を受けた書類の内第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社 員総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承 認を受けなければならない。
  - 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧 に供すると共に、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (剰余金の不分配)

第35条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方 公共団体に贈与するものとする。

第9章 プロジェクトチーム

(プロジェクトチーム)

第39条 この法人の公益目的事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 委員会の委員は会員及び当該テーマに相応しい者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第10章 事務局

### (事務局)

- 第40条 この法人は事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局のコストを最小化するために最小限の機能を有するものとするように心がける。
  - 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

# 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

- 第41条 この法人は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等 を積極的に公開するものとする。
  - 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

### (個人情報の保護)

第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

# 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第43条 この法人の公告は、電子公告によって行う。
  - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に 掲載する方法による。

#### 付記

# 改定日

2015年11月17日

2016年3月28日